

**平成23年度国民健康保険税の
税率等改定のお知らせ②**

平成23年度から税率および限度額が
引き上げになります

市では、国民健康保険税の税率および課税限度額を平成23年度から引き上げを行いました。

「広報おおたわら」の5月1日号では、改定前(平成22年度)と改定後(平成23年度)の税率および課税限度額についてお知らせしました。(図1参照)

今回は、モデルケースを基に平成23年度の国民健康保険税額を試算し、平成22年度の税額と比較してみましよう。全ての所得区分で保険税が増額となります。

国民健康保険は、加入している皆様が病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるための大切な制度です。費用は、国や県などの負担金のほか、皆さんが納める保険料によって支えられています。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

■ 問い合わせ

国保年金課賦課係
TEL (23) 8792



図1 大田原市国民健康保険税率等

負担区分	改定前(平成22年度)			改定後(平成23年度)			比較		
	所得割額 %	均等割額 円	課税限度額 円	所得割額 %	均等割額 円	課税限度額 円	所得割額 %	均等割額 円	課税限度額 円
医療給付分 (加入者全員)	6.9	37,000	470,000	8.9	41,000	500,000	2.0	4,000	30,000
後期支援金分 (加入者全員)	1.8	11,000	120,000	2.4	11,000	130,000	0.6	0	10,000
介護給付金分 (40~64歳の方)	1.6	13,000	90,000	2.3	15,000	100,000	0.7	2,000	10,000
(参考)計	10.3	61,000	680,000	13.6	67,000	730,000	3.3	6,000	50,000
低所得世帯に 対する軽減	—	7・5・2割	—	—	7・5・2割	—			

医療給付分・・・医療費などの支払いに充てる税額

後期支援金分・・・75歳以上の医療制度に充てる税額

介護給付金分・・・介護保険事業に充てる税額

所得割額・・・前年中の世帯の総所得に応じて算定

均等割額・・・加入者1人当たりの税額

課税限度額・・・所得割、均等割の合計が限度額以上になった場合は、課税限度額が課税される。

モデルケースによる試算

※所得区分欄の所得金額は、事業収入、不動産収入、給与収入、公的年金収入などの各種収入からそれぞれ経費や控除額を差し引いた後の所得金額を合計したものとします。

※国民健康保険税の算出には、所得区分欄の所得金額から33万円を控除した金額(課税対象所得)を用います。

●モデルケース1

国民健康保険の被保険者である世帯員が1名。(満65歳以上で、介護保険制度の1号被保険者。)

世帯区分	所得区分	改定前(平成22年度)		改定後(平成23年度)		比較	
		軽減割合	税額(円)	軽減割合	税額(円)	増減額(円)	増加率
単身世帯 (介護1号該当)	30万円	7割	14,400	7割	15,600	1,200	7.69%
	68万円	2割	68,800	2割	81,100	12,300	15.17%
	100万円	-	106,200	-	127,700	21,500	16.84%
	200万円	-	193,200	-	240,700	47,500	19.73%
	400万円	-	367,200	-	466,700	99,500	21.32%
	500万円	-	454,200	-	579,600	125,400	21.64%
	600万円	-	541,200	-	630,000	88,800	14.10%

●モデルケース2

国民健康保険の被保険者である世帯員が2名。(夫婦ともに40歳満で、妻の前年度所得はなし。)

世帯区分	所得区分	改定前(平成22年度)		改定後(平成23年度)		比較	
		軽減割合	税額(円)	軽減割合	税額(円)	増減額(円)	増加率
夫婦2人 (介護非該当)	30万円	7割	28,800	7割	31,200	2,400	7.69%
	100万円	2割	135,000	2割	158,900	23,900	15.04%
	170万円	-	215,100	-	258,800	43,700	16.89%
	200万円	-	241,200	-	292,700	51,500	17.59%
	300万円	-	328,200	-	405,700	77,500	19.10%
	400万円	-	415,200	-	518,700	103,500	19.95%
	500万円	-	502,200	-	627,600	125,400	19.98%
600万円	-	585,200	-	630,000	44,800	7.11%	

●モデルケース3

国民健康保険の被保険者である世帯員が3名。(夫は満40歳以上で、介護保険制度の2号被保険者。妻は、満40歳未満で、前年中の所得は無し。小学6年生の子どもが1人。)

世帯区分	所得区分	改定前(平成22年度)		改定後(平成23年度)		比較	
		軽減割合	税額(円)	軽減割合	税額(円)	増減額(円)	増加率
夫婦2人 (介護2号該当1人)	30万円	7割	43,800	7割	46,800	3,000	6.41%
	100万円	2割	173,400	2割	200,500	27,100	13.52%
	170万円	-	263,100	-	310,800	47,700	15.35%
	200万円	-	289,200	-	344,700	55,500	16.10%
	300万円	-	376,200	-	457,700	81,500	17.81%
	400万円	-	463,200	-	570,700	107,500	18.84%
	500万円	-	550,200	-	630,000	79,800	12.67%
	600万円	-	590,000	-	630,000	40,000	6.35%

税種	前年の合計所得金額	軽減割合または免除		必要書類
		損害の程度が100分の30以上100分の50未満	損害の程度が100分の50以上	
国民健康保険税	300万円以下	100分の50	全額	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税減免申請書 り災証明書(写しでも可)
	300万円を超え450万円以下	100分の25	100分の50	
	450万円を超え600万円以下	100分の12.5	100分の25	
介護保険料	200万円未満	100分の50	全額	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険料減免申請書 り災証明書(写しでも可)
	200万円以上	100分の25	100分の50	
	500万円以下	100分の50	全額	
後期高齢者医療保険料	500万円以下	100分の50	全額	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療保険料減免申請書 り災証明書(写しでも可)
	500万円を超え750万円以下	100分の25	100分の50	
	750万円を超え1000万円以下	100分の12.5	100分の25	

東日本大震災により住宅または家に損害を受けた方は、要件を満たす場合、保険税等の減免を受けられます。

国民健康保険税等の減免

詳しくは、国保年金課賦課係までお問い合わせください。
 ■問い合わせ
 国保年金課賦課係
 TEL (23) 8792
 場合があります。